

第1回中町道の駅指定管理者選定審査会 議事概要

日時：令和4年5月9日(月) 13:00~14:30

場所：奈良県中小企業会館 会議室(2)

1. 開会

2. 委員紹介

3. 会議の公開

- ・事務局案(資料2)のとおり決定

4. 会長選出

- ・宇野委員を会長に選出
- ・国枝委員を会長代理に選出

5. 議事

(1) 概要およびスケジュール

(C委員)

- ・県道枚方大和郡山線は、夕方には、かなり混雑する道路だと思うが、計画地の出入りはどのようになるのか。北側や南側から来た場合どのようにして入ることになるのか。

(事務局)

- ・道の駅北側に第二阪奈道路の側道への出入口を1箇所。道の駅東側に県道枚方大和郡山線への出入口を1箇所設ける計画。
- ・北方面からは第二阪奈道路側道との交差点を右折して道の駅に入っただく。
- ・南方面からは道の駅東側に設ける入り口から入っただく。

(C委員)

- ・現在、右折を考えられている交差点は、よく渋滞している。県として渋滞対策はどのようにお考えか。

(事務局)

- ・枚方大和郡山線の4車線化の事業を進めているところ。

(C委員)

- ・完成予定は。

(事務局)

- ・用地買収を進めているところであり、具体的な完成予定年度は定まっていない。

(A委員)

- ・地域観光のゲートウェイ機能として、周辺の歴史や文化の情報発信とありますが、これは県がするイメージか。

(事務局)

- ・県だけでなく市町村、そして各市町村にある観光協会といったところと連携した情報発信を考えている。

(A委員)

- ・道の駅からの発信機能はないか。

(事務局)

- ・道の駅で、周辺の観光情報が得られるということがある。また、道の駅でのイベント等を開催し、その情報を発信するということも考えているところ。

(A委員)

- ・市町村か県が道の駅のイベントを発信するという意味か。

(事務局)

- ・はい、そのように考えている。

(E委員)

- ・将来的に道の駅自体が何かHPを開設するのか。

(事務局)

- ・指定管理者の業務としている。

(E委員)

- ・地域振興とか観光のゲートウェイは指定管理者で対応とのことだが、公共交通の結節点は、どういうバス路線を誘致してくるのか、これは県、奈良市が主体的に動くのか。

(事務局)

- ・この道の駅は第二阪奈道路の中町ランプの近くにあり、すでにけいはんなプラザ方面から空港行き的高速バスが通っており、この中町ランプを経由している。まずは、この既存路線が道の駅のバスターミナルに経由ということで、交通事業者と協議しているところ。路線バスについては、学園前駅、富雄駅方面から、若草台への路線バスがある。県公共交通基本計画にも、このエリアの路線バスの強化という形で、奈良県総合医療センター方面への新路線構想もありますので、これらが経由することについても協議しているところ。

(B委員)

- ・防災機能について、県は何か物資を置いておくイメージなのか。

(事務局)

- ・基本的には、広域的な防災拠点と考えており、その機能は、自衛隊、警察、消防など、他府県からの応援部隊が、まずは来ていただく参集的な拠点として考えており、県の北部・南部の方に部隊を展開してもらう施設。そのため、駐車場もかなり広がっている。

(B委員)

- ・今まで道の駅にはそういった機能はなかったのか。

(事務局)

- ・東日本大震災のとき、道の駅が救助救援で活用された事例があり、そのこともあり、国において、道の駅を防災拠点として活用を支援するということで「防災道の駅」という制度が創設された。

(2) 募集要項等

(D委員)

- ・どんなイメージの建物を建てようと考えておられるのか、例えばどんなデザイン、機能について、何か現在決まっていることはあるのか。

(事務局)

- ・建物については、今年の秋頃から工事に入っていく予定。県産木材を活用した奈良をイメージしていただくような建物のデザイン。機能は、南棟のレストラン、カフェは、指定管理者の自主事業で考えている。建物本体を県で建設し、設備などの内装は、指定管理者での工事となる。

(E委員)

- ・業務仕様書8ページに地元との調整との役割が書かれているが、この道の駅を建設されるにあたって、既に地元と協議・調整実施済みで、特に大きな問題はないという理解でよいのか。

(事務局)

- ・これまで、周辺自治会に対して計画と工事に関する説明を行った。地元からは特に防犯面で懸念される意見があった。

(E委員)

- ・これまでの地元との協議・調整された情報を指定管理に手を挙げる方に情報開示されるのか。

(事務局)

- ・必要に応じて地元対応等の説明はさせていただく。

(A委員)

- ・コロナ対策について、細かい仕様があるのか。例えば、アクリル板の設置といった具体的なことが決められているのか。

(事務局)

- ・募集要項や仕様書に、コロナ対策についての詳細規定は定めていない。

(D委員)

- ・駐車場での車中泊はいいのか。

(事務局)

- ・特に制限は設けない。

(D委員)

- ・トイレや障害者向けの優先トイレでの目的外使用は誰が管理をするのか。

(事務局)

- ・指定管理者が24時間警備体制を設けることとなっている。

(D委員)

- ・駐車場にEVやRVの装置を置く予定はあるのか。

(事務局)

- ・EVは設置予定。

(D委員)

- ・RVパークみたいなのは人気といった話があるが、ここでは、その機能はないのか。

(事務局)

- ・その機能はない。

(D委員)

- ・建物よりも駐車場がメインになっているので、もっと活用をイメージしたほうが良いと感じている。

(3) 指定管理候補事業者の選定方法

(E委員)

- ・評価方法Aの(イ)の指定管理上限額は、応募される方々に事前に公表されるのか。

(事務局)

- ・募集要項の中で公表する。

(4) 応募資格、評価項目

(A委員)

・県内の道の駅には何社くらいの法人が運営しているのか。

(事務局)

・県内には16駅あり、法人数は把握していないが、指定管理者による運営が一番多い。

(A委員)

・ある程度数社は応募していただけると想定したらよろしいか。かなりノウハウが必要だが、対応可能な法人は数社程度あるか。

(事務局)

・3月にオープンした「なら歴史芸術文化村」では数社の応募があったと聞いている。

(B委員)

・1社の応募で得点が50点に満たなかったとか、2社以上であるが全部低かったとなれば、もう一度やり直しになるのか。

(事務局)

・結果的にそうなればやり直しになる。

(C委員)

・今は道の駅を目的地にして旅行するというか、日帰りドライブする方が多いと思うが、ただ、第二阪奈道路を走ったら、奈良に行くお客さんは、大体、最後まで、宝来まで行ってしまう。それをあえて中町で下りてもらってと考えているのか。

(事務局)

・そのように考えている。

(C委員)

・農産物加工品の販売の評価項目について、業務仕様書には、県産品の使用割合を50%以上と書かれているので、評価においても、そのことを確認するのか。また、50%以上であることを継続的にあることをどのようにチェックするのか。

(事務局)

・奈良県で直売所は品目数で50%以上が条件になっているので、50%以上の条件としたい。そこからプラスどれだけ品目数を挙げていただくか、提案していただくかというところと思っている。様式等で50%と記載させていただいた方がよりいいかと考える。

(C委員)

・受託者の方で何%以上しようとしているのか、書いていただくと評価のところで点数つけやすい。

(E委員)

・履行義務というのか、提案したことに対する検証について、どのように確認されるのか。提案に対する履行についてどのように指導されるのか。

(事務局)

・業務仕様書の36ページにあるとおり、モニタリングを実施し、履行状況等の確認を行っていく。

(E委員)

・募集要項に一部必須項目とあるが、委員が評価をしないといけない項目があるのかどうか。

(事務局)

・(1)⑦番の業者の平等な利用というところについては、記載することを必須項目とする。こちらについては記載がなければ失格という形にしたいと考えている。資料等や事業者から提案いただく計画書にも、わかるように記載させていただきたい。

(E委員)

・採点するときに、なかなか覚えていないので、そのように願います。

(A委員)

・平等な利用というのはどのような概念であると考えればよいか。

(事務局)

・すべての人、障害のある方ない方もすべて含めて、例えば、交流スペースとかも平等に利用していただくとか、そういったところを方針として記載していただくことを求めたい。

(B委員)

・応募してきた業者が、例えば労基法を守っているかどうかというところの審査はあるのか。また、そういうチェックでどこかであるのか。

(D委員)

・大事な視点だと思いますけど、今まで見たことがない。

(B委員)

・何かでそれがトラブルになったときにどうなるのか。

(D委員)

・別の問題だと思う。

(C委員)

・法人の住民税や市民税の滞納がないことが要件に入っていたと思うが、それは何か確認する書類は徴収するのか。他の自治体の指定管理者とかの応募の時には、納税証明とか滞納がありませんという書面をもらっていた記憶があるが、そういうことはしないのか。

(D委員)

・一般的には形式審査と内容審査が別になっていて、形式審査は事務局がやっていただくのが一般的だと思う。事務局で不適合なものは外してもらいたい。

(C委員)

・どこかで確認していただかないといけないと思う

(事務局)

・募集要項の22ページのところで、以下の税金に、滞納がない旨が確認できる納税証明書等を求めている。

(C委員)

・確認してください。

(5) プレゼンテーションの実施要領

(事務局)

- ・プレゼンテーションは、7月中旬頃を予定。1応募団体出席者を5名以内と考えている
- ・共同事業体の方でも1団体当たり5名以内としたい。
- ・プレゼンテーションの時間は20分間、その後の質疑応答を10分間設けたい。
- ・プレゼンテーションは提出された事業計画書に基づいて行うこととして、当日の追加資料の配布や新規提案はできないものとする。
- ・事業計画書を説明するにあたり、プロジェクターを利用できるものとし、プロジェクターは県で準備。パソコンは応募事業者で準備とする。

(E委員)

・プロジェクターを用いての説明ということだが、説明については事業計画書に基づきということか。ここで投影するのは事業計画書そのものを投影するのか、それとも事業計画書を抜粋したようなスライドを別途用意しての説明はかまわないとするのか。

(事務局)

- ・事業計画書の内容であれば問題なしとし、追加資料は基本的に認めない。

(C委員)

- ・20分は、一般的な時間なのか。

(事務局)

- ・県で行っている他の指定管理者選定審査会でのプレゼンテーションも20分である。

(C委員)

- ・それが適当な時間だということか。

(事務局)

- ・これまで特に問題がなかったので、今回も20分と考えている。

(E委員)

- ・事業者数によっては、かなり長丁場になる可能性もあるかと思うので、委員の皆様、忙しい方もおられると思いますので、日程の確保は早めをお願いできればと思う。

まとめ

- ・指定管理候補事業者選定方法、応募資格、評価項目、プレゼンテーション実施要領について、基本原案どおりとし、各委員から意見で反映すべきところに対応する。